

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小坂町長 細越 満

市町村名 (市町村コード)	小坂町 (53031)	
地域名 (地域内農業集落名)	大谷地区 (上川原・大生手・荒川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・多数の担い手が耕作しているが、平成初期にほ場整備事業が完了していることから集積も進んでいる地域である。
- ・60代を超える担い手も多く、後継者の確保が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としているが、後継者不足が考えられるため利益確保について検討しなければならない。
- ・一部担い手が高収益化作物転換としてネギの作付けに取り組んでいる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・後継者が見込まれる担い手を中心に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・中間管理機構を通じて農地の賃借を行っている。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地区内において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、町・県と相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除については、目標地図に位置づける者による周辺地区を含めた効率的な実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
 ⑦農用地保全のため、転作作物にひまわりを栽培する。
 ⑨別紙に定めた事項については、計画変更に当たっての地域協議を省略可能とする。